

## 平成23年度地方公共団体との研究会 議事要旨

### ＜地方公共団体との研究会＞

日時：平成24年2月3日（金） 13：30～16：13

場所：福岡県吉塚合同庁舎803会議室  
（福岡市博多区吉塚本町13-50）

議題：○公金の債権回収業務

○ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供

①地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き

②公務員の民間派遣等に係るアンケート結果報告

出席：＜福岡県＞福岡県、福岡市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、八女市、中間市、春日市、嘉麻市、糸島市、宇美町、粕屋町、東峰村、大刀洗町、広川町、苅田町、＜佐賀県＞佐賀市、伊万里市、みやき町、＜長崎県＞雲仙市、長与町、＜熊本県＞熊本県、荒尾市、玉名市、山鹿市、あさぎり町、＜大分県＞大分県、大分市、＜宮崎県＞宮崎県、日向市、五ヶ瀬町、＜鹿児島県＞鹿児島県、日置市、＜その他＞アイアール債権回収(株)、一般社団法人全国サービサー協会、エム・ユー・フロンティア債権回収(株)、大分県司法書士会、(株)沖縄債権回収サービス、オリックス債権回収(株)、オリファサービス債権回収(株)、九州債権回収(株)、きらら債権回収(株)、熊本県司法書士会、ニッテレ債権回収(株)、日本債権回収(株)、日立キャピタル債権回収(株)、福岡県司法書士会、ふくおか債権回収(株)、ロンツ債権回収(株)、＜専門委員＞岸道雄専門委員、菊地端夫専門委員

### 1. 開会の挨拶

○事務局 定刻になりましたので、ただいまから「地方公共団体との研究会」を開催いたします。

本日は、お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。

本日、司会を務めさせていただきます、内閣府公共サービス改革推進室の石山と申します。よろしくお願いいたします。

本日の開催に当たりまして、会場の準備等で福岡県様の多大な御協力をいただいております。この場をおかりいたしまして、お礼を申し上げます。

それでは、はじめに、内閣府公共サービス改革推進室室長、館逸志よりごあいさつを申し上げます。

○館室長 皆様、こんにちは。内閣府の公共サービス改革推進室長、また、官房審議官をしています館でございます。

本日は、本当に寒いところを、これだけ多くの方にお集まりいただきましてありがとうございます。

今回の地方公共団体の研究会、公共サービス改革に関する研究会でございますけれども、これは、平成19年度から私どもの公共サービス改革推進室が担当しております公共サービス改革法、いわゆる市場化テストというものができて以来、地方公共団体の窓口6業務について、この法律に基づいて、特定公共サービスということでアウトソーシングが進められているわけですが、なかなかこれ自身が進んでおりませんで、それについての課題を平成19年度から、東京において、自治体の方々にも来ていただいて、関係の先生にも入っていただいて検討してまいりました。

ただ、もうどうも法律自身も地方分権一括法もありまして、少しは使いやすくなっているんですけども、指定管理者制度とか、地方にはいろいろ使い勝手のいいさまざまな制度がございますので、少し発想を変えまして、広い意味での公共サービス改革、もうちょっと法律に基づかない、それ以外のものもやっていこうということで、公共サービス改革プログラムというものを昨年4月にまとめております。

その中で、例えば、本日お話しする公金の徴収、偽装請負の問題、地方公共団体の職員の方の民間への派遣の問題、アセットマネジメントの問題、そういった幅広い、地方公共団体が実態として課題を抱えられている問題について、国の制度で何か対応しなければいけないのではないのか。もしくは、国が地方公共団体の中のベストプラクティスを集めて情報発信した方がいいという課題について、幾つか御提案をいただきました。それについて、特に、まず第一歩として、今回は、公金の債権回収業務について、官民の連携に向けた考え方を整理させていただいて、それをまず情報共有したい。

そして、もう一つは、資料としてお配りしておりますけれども、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」ということで、偽装請負をしないためにどのようにしたらいいのか。これは厚労省と協議が整いまして、このような手引きをつくらせていただきました。

また、行政が持つノウハウの効果的な移転ということで、公務員の民間派遣等について、実態としてどういうニーズがあるのか。これはアンケート調査の結果でございますが、御紹介させていただければと思います。

こういうことを通じて、地域において、まさに国も行革、大変でございますが、地方公共団体、どこも行革、大変だと思います。行革を進めるに当たっては、効率的な公共サービスの提供、そのためには民間の創意工夫をどう生かすか。そのための委託の仕方。それと同時に、行革の中では、歳出を減らすと同時に、歳入を増やさないといけない。取り損なっている未回収の公金をどううまく回収するか。この両方について、今日は皆さんとフラクナ意見交換をさせていただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

続きまして、本日の研究会に内閣府の官民競争入札等監理委員会地方公共サービス小委員会から立命館大学政策科学部教授の岸道雄専門委員と、明治大学経営学部公共経営学科准教授の菊地端夫専門委員にお越しいただいておりますので、一言ずつごあいさついただきたいと思います。

それでは、岸専門委員、お願いいたします。

○岸専門委員 立命館大学政策科学部の岸と申します。

私は、公共経済学、公共経営論が専門です。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。

それでは、菊地専門委員、お願いいたします。

○菊地専門委員 皆さん、こんにちは。明治大学の菊地でございます。

私は、行政学や地方自治、さらに公共政策論を専門としております。専門委員を拝命して今年で恐らく4年目かと思えます。

先ほど館室長からお話がありましたとおり、今回は公金の債権回収を中心に皆様といろいろ議論を深めていくということで、納税者への公平性という観点からも非常に大事なトピックであると思っておりますし、いろいろ創意工夫の余地がある領域だと私自身は個人的に感じております。皆様とさまざまな議論をして、様々な情報を共有できればと思っております。

## 2. 公金の債権回収業務

それでは、公金の債権回収業務につきまして、内閣府公共サービス改革推進室の宮本より御報告いたします。

○宮本 内閣府の宮本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私からは、お手元の資料1に従って御説明をさせていただきたいと思えます。

では、まず最初に、公金の債権回収業務、なぜ内閣府がこのような取組みをしているのか、御説明をさせていただきます。

まず、私ども公共サービス改革推進室というのは、国の市場化テストについて、その審議等の事務局をしているわけでございます。

市場化テストというのは、簡単に言うと、今まで、公共サービスというのは、公務員が独占してその担い手となってきたわけでございますけれども、例えば、年金を収納していく業務は、昔は社会保険庁職員がやっていた。ただ、それは民間の事業者にはできないのではないかという視点もございました。ということで、いわゆる公務員、独立行政法人等も含めさせていただきますけれども、公務員が自らやっていくのか、それとも、民間事業者がやっていくのか、それを同じ土俵でてんびんにかけましょう。どうやっててんびんを測っていくかという、質、コスト、この両面で見えていくというのが市場化テストでございます。

従来の入札ですと、コストという部分だけを見て受託者を決定していくというものでご

ございましたけれども、従来ずっと公務員がやっていた業務を、単に価格だけで受託者を決めてしまっているのかという視点もございますので、市場化テストの中では、サービスの質の維持の向上プラス、コスト削減、この両面で受託者を決定していく。そして、勿論公務員の方がコストを安く、かつ、質も高くサービスを提供できるということであれば、引き続き公務員がその業務を実施していく。もし民間事業者の方がその事業をより適切に実施できるということであれば、民間事業者さんにその担い手になっていただこうというのが市場化テストの趣旨でございます。

この市場化テストでは、公金の徴収に関連する業務を幾つか実施しております。先ほど少し申し上げましたが、国民年金の収納業務、国立病院機構の持っている債権の収納業務、あとは労災病院の持っている債権の収納業務、こういったものも実は市場化テストの対象となったものでございます。

市場化テストの一部に、公金の債権回収に関連するような業務も一部実施をしていたということでございます。

そして、行政刷新会議のもとに、公共サービス改革分科会と呼ばれるものが立ち上がりまして、そこで国と地方公共団体の中でも幅広の公共サービスの改革につながる議論をしましょうというものがなされました。

約半年の議論の後、「公共サービス改革プログラム」としてとりまとめました。地域の公共サービス改革については、民間との連携について言及がされ、その一例として公金の回収業務というものはまだまだ課題が多いのではないかと提示がされました。それを受けまして、私どもが自治体の皆さんの意見を踏まえて、また、関係団体の方と意見交換をさせていただきまして、公金の債権回収業務について、その全体の整理させていただくというものが今回の御報告内容ということでございます。

それでは、早速、冊子の方の話に入っていきたいと思います。

まず、1枚表紙をめくっていただきまして、目次というところをごらんください。資料として非常に長いので、まず目次で全体像だけ御説明させていただきます。

第1章としましては、経緯、目的。今、私が申し上げたようなところでございますけれども、少し内容を追って御説明させていただきます。

続いて、第2章、現状の整理ということで、今、どのような状態なのかということをごちらで説明をさせていただきます。

続いて、第3章、解決の方向性というところで、現状を踏まえまして、では、どのような公金回収の方向性というのがあるのだろうかというところについて御説明をさせていただきます。

そして、第4章では、まだまだ解決できていない課題もございますので、今後の課題ということで提示をさせていただき、最後にまとめをさせていただいております。

また、巻末には、自治体の皆様にヒアリングさせていただいた内容等を掲載しておりますので、こちら後で時間があれば御紹介させていただきたいと思っております。

この中で一番重要なポイントは、第3章、3-3というところでございます。公金の債権回収業務の官民連携（案）というもの、これが一番重要でございます。まず、一番重要な部分を先に見てしましましょうということで、43ページをお開きください。

こちらの図でございます。こちらの図ですんなり頭に入ってくるようであれば、今日の私の御説明というのは9割方終わったというような状況でございます。

では、43ページが頭に入ることがゴールということをもっと言うておきまして、最初に戻っていききたいと思います。

では、1ページにお戻りください。第1章として「経緯・目的等」の御説明を簡単にさせていただきますと思います。

まず、22年の7月、私ども、市場化テストを実施していると申し上げましたけれども、毎年、「公共サービス改革基本方針」というのを閣議決定しております。この中で、アンダーラインさせていただいた部分でございます。より包括的な公共サービスにも視野を広げて、その内容を基本方針として閣議決定をしてきました。

更に、「広義の公共サービス」と私どもは言っていますけれども、より広い意味での公共サービス改革について、行政刷新会議との関連を含めて、所要の対応を図るんだということが閣議決定をされております。

これを受けまして、2ページでございます。22年の9月に行政刷新会議のもとに「公共サービス改革分科会」というものが設置されました。ここで、国、そして地方公共団体の公共サービスについて腰を据えて議論しましょうというものでございます。

約半年の議論を踏まえまして、23年の4月に「公共サービス改革プログラム」というものを行政刷新会議の方で発表させていただきました。こちらはホームページ等でもごらんいただけるものになっております。

では、「公共サービス改革プログラム」、どんなことが書いてあるんだろうというものでございます。3ページをごらんください。

このプログラムの中ではさまざまなものが書いてあるんですけども、実は公金の債権回収についても課題出しがされております。

具体的には、民間との連携の一例として、公金に対する債権回収業務については、まだまだ課題が多いということで指摘をされている部分でございます。

この指摘、プログラムを受けまして、私どもの部屋で23年の4月から自治体の皆様、そして関係団体の皆様とのヒアリング、意見交換を開始させていただいたというものでございます。

先進的な取組みのある自治体の皆様25団体や、都道府県、指定都市へのアンケート、そして日本弁護士連合会や司法書士会、サービサー協会の皆様と意見交換をさせていただきました。

ここで得られた課題というものでございますけれども、実は、債権回収業務については、現行法でも可能な民間委託という選択肢が幾つか用意されているものの、この分野に対す

る全体的な整理、官民連携に対する全体的な整理がされていないということです。したがって、全体像を提示する必要があるということが私どもの一番の問題意識となっていたわけでございます。

これを踏まえまして、5ページでございます。今回御報告させていただくこの冊子、私どもは簡単に「手引き」と呼んでおりますけれども、手引きの目的でございますけれども、公金の債権回収業務に関する官民連携について、全体像を一度整理させていただこう。それをもって皆様の公共サービス改革につなげていきたいというものでございます。

また、この手引きの位置付けでございます。内閣府から手引きが出たけれども、こうしなればいけない、ああしなればいけないということは一切ございません。あくまで、地方自治を進めていただくのは、皆様の判断のもとに進めていただくのが基本中の基本でございます。ただ、それを進める上で、この手引きを参考にしていただいて、それぞれの地域の特殊性に基づいていろいろな判断を下し、そして実施していただければと思っているものでございます。

また、今回、全体像を整理させていただきましたけれども、実績等を踏まえて、適宜この内容をよいものにしていくというものでございます。これが完成形ということではありません。

では、次のページにいきたいと思います。7ページ、概要につきましては、冒頭、目次のところでも御説明させていただきましたので、ここは割愛をいたします。

続いて、8ページ、第2章に入ってまいります。現状の整理をしていきたいと思いますところでございます。

基本的な事項でございますけれども、確認的な意味も含めて御説明をいたします。

まず、用語。定義からおさらいをしていきたいと思います。

まず、(1) 公金でございます。法令上の規定は一切ございません。ただ、一般的な整理としましては、自治体の皆様が所有されている金銭ということを公金ととらえております。

続いて、債権でございます。これは、自治体が財産の管理の対象としている債権というのは、金銭債権に限られております。債権とは金銭債権でございます。

続いて(3) 債権回収業務。こちら法令上の定義はございません。よく皆様で言うと、債権回収とか回収業務といろいろ使われていると思いますが、法令上の定義というのはございませんので、この手引きの中での債権回収業務という言葉の定義を御説明いたします。

債権回収業務とは、滞納の発生している債権に対して行われる業務のうち、収納により債権の消滅が図られる業務ということで定義をしております。

勿論、皆様、実務をされている中で、収納によらずに債権が消滅していく部分もあると思います。ただし、私どもとしては、公共サービス改革の視点からいきますと、公共サービスの財源の確保という視点も必須でございますので、収納によって債権の消滅が図られることに注目をしております。ですので、免除だとか徴収の停止、そういった部分については、今回、手引きの中では大きくは触れておりません。ただ、留意すべき事項という

ころでは、後ほど触れさせていただきます。私どもが債権回収業務と使っているときには、収納により解決を図っていく一連の業務なんだということで使わせていただいております。

続きまして、9ページでございます。督促、そして催告というものが並んでおります。こちらは似たような言葉なんですけれども、明確な使い分けが必要でございます。

まず、催告と督促、これは同じ性質を持っている部分がありますので、そこから説明をしていきます。

督促、催告ともに、相手に対して義務を履行していただくように促していく、そういった性質を持っております。

ただし、催告というのは、民法上で定義されている一般論のものでございます。催告というのは、義務の履行を促すそのものの行為ということでございますので、債権回収業務でいきますと、いわゆる納付を請求していく行為、これが催告と同じというふうに私どもの方では整理をさせていただきました。

では、督促は何だろうということになります。督促については、根拠としては、自治法、そして税法等に規定がございます。納期限までに納付がされないものに対して、期限を指定してその納付を促していく行為でございます。催告との大きな違いにつきましては、時効の中断事由になるという点もございまして、そもそもの根拠法が違うということもございます。

また、税法等では、徴税吏員が督促をしなければならない。いわゆる公務員がこの業務をやらなければいけないというふうに公権力の行使と位置付けられております。ですので、督促と催告、似ている、共通の性質もあるんですけれども、明確な使い分けをさせていただいているというところでございます。

続きまして、10ページでございます。6番、滞納処分でございます。

滞納処分とは、差押えや換価などのように、公務員が強制力を持って徴収していくもの、これを滞納処分としております。具体的に申し上げますと、国税徴収法の第5章、第6章に滞納処分の内容が具体的に規定されております。

続いて、(7) 強制徴収でございます。

強制徴収という言葉は、自治法施行令の中に登場してくる言葉でございますけれども、これを簡単に申し上げますと、地方税の滞納処分の例により処分していくもの、これを強制徴収と言っております。

また、これを読み解いていきますと、地方税の滞納処分というのは、実は国税徴収法を読んでいくようになりますので、最終的には国税徴収法の滞納処分に行き着くという整理になっております。

続きまして、11ページでございます。強制執行という言葉でございます。

先ほど、強制徴収と言って、今度、強制執行と言う。似ている言葉ですけれども、全く意味が違いますので、要注意でございます。

強制執行というのは、裁判所が債権者の申立てによって強制的に納付させていく手続を

強制執行と言っております。

強制徴収というのは、地方税の滞納処分を例により処分すること。いわゆる裁判所を経由せずに、国税徴収法の例による、いわゆる徴税吏員による公務員の権限の中で、相手に強制力を持って支払をさせていく。一方、強制執行というのは、公務員にそのような権限が付与されていない場合に、裁判所を経由して相手に履行を実現させていく。こういった使い分けがされております。似ている言葉でございますけれども、内容は全く違いますので、十分御理解いただきたいと思います。

そして、最後、キーワードの1つでございます自力執行権でございます。自力執行権とは、債務の不履行、例えば相手が払わないといった場合に、債権者自ら、自治体自ら、強制手段によって履行があったのと同じ結果を実現させる権限。いわゆる強制手段によってですから、差押えとか換価をしていくということです。これにより支払があったのと同じ結果を出せる権限でございます。

つまり、自力執行権に着目すると、強制力があるものなのか、ないものなのかということで、一定の債権に色分けができるでしょうというものが12ページの図でございます。

債権というのは、自力執行権があるのか、ないのかという視点で大きく2つに分けることができます。

自力執行権がある債権は法令上に具体的に明記があるので大変わかりやすい。例えば「国税滞納処分の例による」と地方税に書かれていたり、あとは、保育所の保育費用などと言いますと、「地方税の滞納処分の例による」というふうに書いてあったり、書き方はさまざまなんですけれども、自力執行権ができるかできないかというのは、法令に具体的に書かれておりますので、こちらについては非常にわかりやすい整理でございます。

一方、自力執行権がない債権というのは、法令上にそのような記載がない債権ということでございます。具体的に申し上げますと、公営住宅の家賃、病院の債権、水道料など、こちらは法律に特段の自力執行権があるという記載がございませんので、自力執行権のない債権という整理がされているところでございます。

続きまして、13ページでございます。公金の滞納状況というのは全国でどれぐらいなんだろうということ整理しております。

ごらんのとおり、地方税でいきますと2兆円をオーバーしております。そして、国保、保育料。

そして、公立病院の未収金。これは約6,000億と書いてありますけれども、注意書きに書いてあります。病院の未収金というのはすべてが滞納ということではございません。例えば、保険の診療というのは、3割自己負担と7割の保険者負担という整理がございますので、未収金として上がっているもの、これすべてが滞納というわけではございません。ただ、実際に滞納額というのは、全国的な調査では把握できておりませんので、未収金として上がっている数字、金額は大きいですが、上げさせていただいております。

また、御参考でございます。国税についても1兆円以上の滞納があるという状況ござ

います。

続いて、14 ページでございます。業務を取り巻く環境はどんなだろうということで3点ほど挙げております。

1点目は公務員の数でございます。こちらは、地方公務員全体の数も減っておりますし、債権回収業務の筆頭と思われる税務部門の職員についても、同じぐらいの率で削減されているということで、公務員数は非常に厳しい状況です。

続きまして、知識・ノウハウの集積というものでございます。自治体の皆様の人事異動でございますけれども、3年から5年程度で皆様異動を繰り返されているのではないかと思います。債権回収業務というのは非常に多岐にわたる法令、プラス業務を動かしていくためのノウハウというのも必要と考えておりますので、ノウハウ等の集積、蓄積というのがなかなか容易ではないだろうという現状が考えられます。

続いて3点目。地縁的なつながりを挙げさせていただきました。特に、人口規模の小さな団体になればなるほど、一度滞納が発生してしまうと、その後の対応につきまして、なかなか地縁的なつながりが強いがゆえに、毅然とした対応ができづらいという部分も少なからず見られる。これは、最近増えている滞納整理機構、いわゆる地方税を扱うときに、同じ県内で自分の市町の職員がやるのではなくて、滞納整理機構、大きな団体と一緒に滞納整理をしていくことで非常に効果を上げている事例もあるということからも、地縁的なつながりを排除することができる滞納整理機構の活躍ということからも裏付けられるかと考えております。

以上のような、非常に厳しい業務環境にあるということ把握しておいてもらいたいと思います。

続きまして、15 ページでございます。関係法令の整理をしていきたいと思います。ということで、今回、すべての法令を御説明することは実現できませんけれども、ざっとこのような法律があるんだよということだけ、ポイントだけ御説明をしていきます。

まず、なんといっても自治法でございます。地方自治法の中で公金の債権に関する基本的な事項というのが規定されております。

具体的な規定の例を見ますと、団体の長が“とらなければならない”内容。そして、団体の長が“することができる”内容という規定がございます。皆様がやっている業務がやらなければいけない業務なのか、この業務はすることができる、いわゆる判断することができる業務なのかというところ、この整理が必要ということでございます。

参考としましては、国はどうなっているんだろうということでございます。国については、「国の債権の管理等に関する法律」、債管法と言っておりますけれども、こちらで債権に関する基本的な事項を1つの法律で整理しております。自治体の場合には、地方自治法の中にいろいろな要素を埋め込んでおまして、その1つの項目として債権という項目が立っておりますが、国については1つの別個の法律ということで整理をされております。何か業務の参考にするときに、国の債管法についてもごらんいただくと参考になる部分が

あろうかと思っております。

続いて、16 ページ、同じく自治法でございますけれども、重要な点としましては、住民による監査請求等の対象となっているということが非常に重要なポイントでございます。違法または不当に公金の徴収を怠る事実があるということは、住民監査請求の対象となりますので、皆さんは十分注意する必要があるということでございます。

続いて、17 ページでございます。地方税法、そして国税徴収法、これを併せて御説明いたします。

言うまでもなく地方税法は、その内容を具体的に地方税の徴収と規定をしているものでございます。そして、その中で、滞納処分の手続につきましては、国税徴収法の例によるという規定がされておりますので、国税徴収法というのも地方税法を扱う中では必須の事項ということになります。特に、滞納処分は国税徴収法第5章、第6章に書かれていますので、ここは必ず理解をしておく必要があるというものでございます。

続いて、18 ページ、民事執行法でございます。

地方税のような自力執行権がある中の債権につきましては、国税徴収法、いわゆる強制力のある権限が公務員に付与されているので、裁判所を経由する必要がないんですけれども、それ以外の自力執行権がない債権は、裁判所を経由しなければならない。では、裁判所で、どうやって手続するんだろうというときに、民事執行法を読まなければいけないということになります。

民事執行法の中では大きく3つのスタイルがございます。強制執行、担保権の実行、その他となっております。具体的に使うのは、恐らく強制執行の中で、不動産執行、債権執行が多いのかと考えております。なかなか最近は不動産が売れないということもありますので、給与などの債権を執行していく、いわゆる債権執行などが多いのかなと思っております。

続きまして、19 ページでございます。滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律、滞調法と言っておりますけれども、今までの説明だと、滞納処分、いわゆる公務員の権限の中で滞納処分をやっていく場合と、裁判所を経由して強制執行していくような場合、これがダブってしまった場合にどうするんだというものが滞調法の中で内容を明確にしていくというものでございます。具体的な手続をしていく中で、こういった法令もあるということをお理解いただければと思います。

続いて、個人情報保護法制と書きました。これは、個人情報保護法としなかったのは意味がありまして、まず、個人情報保護法というのは何が書いてあるかということ、国及び自治体に関する個人情報保護に関するいわゆる責務、そして理念、こういったものを個人情報保護法で規定しております。

具体的な手続については、保護法の中では一切規定をしておりません。具体的な手続を規定しているのは、自治体の個人情報保護条例でございます。よく問い合わせ等で、個人情報保護について、どうしたらいいですか、法律はどうなっていますかという問い合わせ

がきますけれども、具体的な手続き自体は、皆さんが制定されている条例の中で自らの行為の制限をかけている事例がございますので、まさに自治体によって結構ばらつきがあるというものがございます。

なお、個人情報保護条例は、平成 17 年度末までに県も含めて全自治体で制定されている状況でございます。

個人情報保護の中で具体的な規定をしているのは、まさに自らの条例部分だということはきっちり押えておいてください。

続いて、20 ページ、重要な法律でございます。弁護士法でございます。恐らく今まで弁護士法について詳しく知っている人というのは余りいないのではないかと思います、非常に重要なポイントがございます。

まず、そもそも弁護士法に何が書いてあるのかということでございますが、弁護士制度について事細かく規定されております。この中で、弁護士法の第 72 条というところを挙げさせていただきます。

弁護士法第 72 条というのは何だろうということになりますけれども、弁護士でない者が、他人の法律事件に関して法律事務の取扱等をするを禁止と書いてあります。これだけだとよくわからないので、具体的に 21 ページの方で説明したいと思います。

下の方に「法律事件」、「法律事務」と書いてあります。「法律事件」というのは何だろうということになりますけれども、単に相手方が「払わないよ」と言った場合には、その時点でお互いに債権者、債務者双方に紛争性が生じている、紛争性が顕在化していると判断されますので、相手が「払わないよ」と言った場合に、この内容は法律事件ということになります。

続いて、「法律事務」とは何だろうということでございます。法律事務というのは、権利の行使を行うものでございます。債権回収業務で言うと、請求していくこと、相手に義務の履行を促していくこと、これは権利行使そのものでございますので、法律事務というものに該当します。

簡単に言ってしまうと、法律事件に関する法律事務というのは、相手が払わないよと言っている債権について、払ってくださいと言っているもの、それが法律事件の法律事務ということになります。

そして、弁護士法第 72 条では、弁護士でない者が報酬を得る目的で他人の法律事件に関して法律事務を取り扱ってはいけないということでございます。つまり、弁護士でない人が、自治体の債権を請求してくださいと言われて、それを何らかの報酬をもらって権利行使をしていくようなことについては、弁護士法で禁止されています。

なぜこれを禁止しているかということ、社会規律に服さない者が法律事件に介入することは、法律秩序を害することになるので、そういったものは弁護士のみが扱う。それ以外の者はこういった業務は扱えないんだというのが弁護士法第 72 条の制定趣旨でございます。

この説明をすると少し疑問が出てくる方がいらっしゃると思います。公務員の方が、滞納されている市民、県民に対して払ってください。住民から「払わない」といわれても、「いや、払ってください」と言うことがある。このやりとりは大丈夫なんですか。弁護士法第 72 条に抵触するんですかと言う方がいらっしゃいます。弁護士法というのは、他人の法律事件に関して法律事務を扱ってはいけないとされておりますので、自治体の自らの債権を、その長の補助機関である皆さんが実施することは、他人の法律事件には該当いたしませんので、弁護士法の抵触は一切ございません。

ただ、これらの業務を外部委託しようだとか、そういうときには、弁護士法第 72 条に抵触しないようにすることが必要ということで、非常に重要な法律でございます。

続いて、22 ページ、司法書士法でございます。

司法書士の中で一定の認定を受けた司法書士の皆様、通称で「認定司法書士」と呼んでおります。認定司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができると規定されております。

簡裁訴訟代理等関係業務、ちょっと長いですがけれども、具体的には下の方の（1）から（10）まで出ております。訴訟の目的の額を訴額と言いますけれども、訴額 140 万円以内の事件。ざっくり申し上げますと、債権が 140 万円以下のものにつきましては、以下の業務が行える。これは、簡単に言いますと、140 万円以下の債権については、弁護士とほぼ同等の、すべてとは言いませんけれども、同様の業務ができるというのが司法書士法に記載されております。つまり、弁護士にしかできないと言っている場合であっても、一定の場合には認定司法書士も弁護士と同じような振る舞いができるということが司法書士法に規定されております。

続いて、23 ページ、サービサー法でございます。本日もサービサーの方にも御出席いただいておりますので、御説明不備がありましたら、後で御意見を出していただければと思います。

23 ページの中ほど、アンダーラインをさせていただいております。サービサーというのは、銀行の不良債権処理のために登場してきたプレーヤーでございます。ただ、通常は弁護士法 72 条の中で、弁護士以外の者はこういった法律事件、法律事務等を扱うことはできませんよとされている中で、では、弁護士が全部不良債権を扱えるかということ、なかなかそこまで人数がないということから、一部の業務について、サービサーと呼ばれる者に解禁をして、法務大臣の許可制によって、民間事業者でもサービサーという方であれば、債権回収業務ができるというふうに弁護士法の特例として位置付けられているものでございます。

ただし、サービサーが回収できる業務というのは、どんな債権でもできるんですかというのと、そういうことではございません。サービサーが扱える債権というのは「特定金銭債権」に限られております。では、特定金銭債権とはなんぞやというのが次の問題でございます。24 ページにその内容を整理をしております。

自治体に関する部分は、濃い青が入っている部分でございます。これを簡単に申し上げますと、自治体が有している、もしくは有していた、持っていた貸付債権であれば、特定金銭債権ですよという整理になっております。つまり、住宅資金等貸付金だったり、母子・寡婦貸付金だったり、いろいろな貸付金、奨学金もありますね。こういった貸付金であれば、まさにサービサー法の想定する特定金銭債権に当たるということでございます。銀行の不良債権と全く同じような取扱いでサービサーというプレーヤーも登場するということとなります。

続いて、25 ページです。引き続きサービサーとの関連でございます。

サービサーは、特定金銭債権、いわゆる貸付金であれば立ち回りができますよと申しあげましたが、それ以外の債権は何も扱えないんですかということ、そうではございません。いわゆる回収業務というものはできないんですけれども、特定金銭債権に該当しない場合については、集金代行業務、いわゆる請求して払ってもらうということではなくて、払うよと言っている相手に対して、集金を代行していく業務であれば実施は可能ですよ。これを兼業業務と呼んでいます。本業に対して兼業があるという整理でございます。

ただ、注意しなければならないのは、26 ページに兼業業務に関するサービサーへの業務改善命令というのが法務省から出されております。

実は、21 年度、兼業業務に関して、本来はサービサーには認められていない業務についても実施していた、つまり業務を逸脱して実施してしまっているという実態が見られたので、法務省から業務改善命令というのが出されております。表を見ていただくと、細かい内容でございますけれども、サービサーであっても認められないんだということを理解いただけたと思います。

サービサー業界としましても、こういった業務改善命令というのは非常に重く受けとめていまして、今後、こういった指摘がないように、自ら自主的なルール、この業務の逸脱が絶対起こらないように、自主的なルールを定めて、それ以降は、こういった同様の指摘がないように、適切な実施がされているということでございます。

一方、発注者となり得る皆様としては、サービサーはどこまで法律で認められているのか。これは貸付金だから特定金銭債権だねとか、これは家賃だから貸付金ではないからサービサーとしては兼業業務しかできないんだね、そういった理解をしていただいた上で適切に発注していただく必要があると思っております。

続いて、27 ページ、私どもが所管している公共サービス改革法、市場化テスト法ということでございます。この法律の中に債権回収に関する規定というものがございます。

国民年金の収納業務につきましては、弁護士法第 72 条を適用しないと規定をしております。実際に今も民間事業者が収納業務を実施しているところでございます。

また、28、29 ページでは、我々の第三者委員会である官民競争入札等監理委員会というところで、徴収部門についてなども議論させていただいておりますということを記述しております。ここは割愛いたします。

続いて、30 ページです。所管府省からの通知でございます。各省からいろいろな通知、こんな部分は民間委託できますね、これは公務員が自らすべきですよという整理がされております。総務省、国交省、厚労省等からこういった内容が出ております。

簡単に御説明させていただきます。

31 ページをごらんください。まず、地方税と書いてございます。民間委託が可能な業務の例ということで2点、そして1点留意事項がございます。

まず、1つ目。公権力の行使に当たらない業務については、民間委託、差し支えありませんよということでございます。具体的には、自主的な納付の呼びかけ業務、こういったことは可能ですよ、公権力の行使ではありませんよということでございます。

続いて、2点目につきましては、公権力の行使に関する補助的な業務であれば民間委託できますよというものでございます。この2点については民間委託が可能だろう。

ただ、留意事項としましては、立入調査、差押え等の強制力を持って行うような部分については、公権力の行使そのものであるもので、民間委託にはなじまないと。また、それらを包括的に、より大きくくくって外注する、民間委託するということもそもそもなじまないと。ということが留意点で挙げられております。この基本的な考え方、公権力の行使に当たらない部分、そしてその補助的な業務は民間委託ができる。逆に、公権力の行使そのものに関する部分は、公務員がそのまま実施すべきだというのは、各省通知の基本的な共通事項でございます。

続いて、32 ページでございます。これも総務省から出されている医業未収金に関する民間委託の記載でございます。

ここについても同じ論調でございますが、より詳しく弁護士法に言及しております。アンダーラインさせていただいているところの上から3つ目ぐらいです。民間委託できるもの、自主的な納付を呼びかけることは可能ですよ、ただし、請求行為に当たらないよう留意してくださいということが書かれております。

なんでそんな書き方をしているかという、先ほど勉強しました弁護士法第72条の規定で、請求していくこと、これは弁護士法に抵触しました。つまり、本人がやるならいいんですけれども、業務委託をして他人の債権を預かりながら、債務者に対して請求をかけていく。これは弁護士法に抵触いたしますので、弁護士でない者がこういった業務をしていくと弁護士法違反ということになりかねないということで、こういった留意事項の説明がされているところでございます。

あとの通知につきましても、基本的な論調は同じでございますので、説明を割愛させていただきます。

では、36 ページでございます。「第3章 解決の方向性」ということでございます。

解決のアプローチとしましては、まず3-1で業務の流れは一体どうなっているのかということをお皆さんと共有していきたいと思っております。

そして、3-2で、それらの業務の担い手となり得る者というのはどんな人たちののか

ということを整理をいたします。

そして、3-3では、それらを合体させて、官民連携というものの1つの案の説明をいたします。

では、まず、3-1から御説明いたします。37ページでございます。

こちらの図は、少し色が入っておりますので、まず、この色から説明いたします。

青色部分は、自力執行権がある債権を示しております。例えば地方税ですね。続いて緑色の部分、こちらは自力執行権がない債権を示しております。例えば、家賃や医業未収金などでございます。

そして、それぞれの色について、左から右にいくに従って、色が濃くなってきていると思います。これは何を示すかといいますと、色が濃くなればなるほど、その債権に対して事件性、紛争性が生じているということを示しております。事件性・紛争性というのは、これらがあると、弁護士法第72条に抵触する蓋然性が高くなってきますよということを示しているものでございます。

滞納が発生した当初は、相手が払わないよと思っているかどうかはなかなかわからないですね。実際わからないです。ただ、業務を進めていけば進めていくほど、相手と接触する場合も多々見られるでしょうから、払わないよという意思表示をされる場合もあろうかと思えます。そうすると、弁護士法では、事件性が顕在化してくるというふうにとらえられますので、右に行けば行くほど色が濃くなっているというベースの考え方でございます。

では、段階によって説明をいたします。

まず、納期が到来しまして、滞納が発生いたします。そして、1つ飛ばして督促というエリア、②の督促でございます。これは、冒頭勉強いたしました公務員のみが行いうる行為。自治法であるか、税法であるか、根拠のあるものでございます。

そして、任意ではございますけれども、①や③、自主的な納付を呼びかけていくもの。これは法令上にやらなければいけないとは一切書いていないですけれども、実際の裁量の中でこういった業務をされる場合もあるでしょう。この自主的な納付の呼びかけというのは、総務省の通知にもあるように、公権力の行使ではありませんので、公務員のみが行う行為ではない。いわゆる民間事業者さんでも可能なエリアということでございます。

続いて、④催告と書きました。催告は、この中では納付の請求と同じ意味でございます。納付の請求でございますけれども、色が濃くなっていく部分に近くなってきておりますので、弁護士法第72条に抵触しないように十分留意が必要でございます。

そして、⑤納付相談と書かせていただきました。④、⑤ともに法令に基づいてやっているというわけではなくて、裁量の中でこういったことをしているということでございます。

そして、納付相談でございますけれども、根本的には相手に納付の履行を促していく場面、しかも面談をしていくということでございますので、弁護士法第72条に抵触する可能性が多い場面を考えております。

続いて、6a、7a、そして6b、7bと進んでまいりますが、aが付いている方は自

力執行権がある債権に関する流れ、そしてbは、自力執行権なしの債権の流れというふう  
に読むことができます。

6 aでございます。財産調査と書かせていただきました。これは、公務員のみ  
に権限が与えられている、特に、例えば徴税吏員に与えられている質問・検査権や  
搜索権、そして官公署等への協力要請など、こういった権限を持って調査をして  
いく、これを財産調査と書かせていただきました。勿論、公務員のみが行い  
うる行為でございます。

そして、財産調査を経て、7 aでは強制徴収。いわゆる差押えをしたり、換  
価をしたりしていくという業務に入ります。この強制徴収も、勿論、公務員  
のみが行いうる行為でございます。

続いて、6 bでございます。自力執行権がない債権につきましては、財産  
調査する権限も与えられておりませんので、わかる範囲で任意の調査をした  
後には訴訟の手続に入っていくということでございます。

訴訟そのもの自体は、勿論団体の長が行うものでございますけれども、  
代理人として、法廷に立つ者として、職員も勿論なることができますし、  
弁護士等が代理で立つことができますので、公務員のみが行いうる行為  
ではございますが、※印で代理等は可能と書かせていただきました。

そして、7 bでは、訴訟で債務名義を取った後に、強制執行、裁判所  
を経由して、権利の行使を図るというものでございます。同じく、公務員  
のみが強制執行を申し立てることができるんですが、例えば弁護士の方に  
代理等をお願いしていくということは可能でございます。

以上を経て、収納による債権の消滅が図られるというのが一連の業務  
でございます。

38 ページ、39 ページは、それを言葉で説明したものでござい  
ますので、割愛をいたします。

続いて、40 ページ。では、これらの業務の担い手となりうる者、  
だれがいるんですかというものでございます。

まず筆頭は、勿論公務員でございます。結論から申し上げますと、  
非常勤を除く公務員の皆様は、すべての業務を担当することができます。  
一方、非常勤職員はどうなんだというところ、公権力の行使を除く業務  
を担当するというところでございます。それはなぜかというところを  
41 ページの下に少し書かせていただきました。

総務省の平成 19 年の通知にもございます。再任用職員や任期付職員  
というのは、税の世界でいきますと、徴税吏員として任命ができるという  
ことでございますが、非常勤職員については徴税吏員への任命ができ  
ないとされており、非常勤職員については、公権力の行使について留  
保されているというところでございます。

続きまして、42 ページ、公務員以外の担い手はだれかという  
ことでございます。民間事業者と一括りにしてしまうとわかりづら  
くなりますので、業務区分によって整理をさせていただきます。

まず、納付の請求や納付相談をしていく、いわゆる弁護士法に絡むような部分はだれができるんですかということでございます。勿論弁護士の皆様は可能でございます。また、訴額 140 万円以下につきましては、認定司法書士も可能でございます。そして、特定金銭債権、いわゆる貸付金であれば、サービスについても業務が可能ですねという説明でございます。

一方、それ以外の業務、例えば自主的な納付の呼びかけ、任意で行うことができる資産調査については、特段の制約がございませんので、民間事業者さんすべてができる。勿論、弁護士、認定司法書士、サービス、これらのプレーヤーも業務が可能という整理でございます。

以上を踏まえまして、いよいよ 43 ページ、最後の絵でございます。業務の段階ごとに説明をさせていただきたいと思っております。

まず、納期が到来し、滞納が発生してまいりますと、1つ飛ばしまして、②の督促というエリアでございます。ここは何も絵が入っておりません。業務全般について、公務員の皆さんはすべてできるんですけれども、民間事業者は立ち入れないエリアということで御理解をください。

そして、①と③、自主的な納付の呼びかけ。これをやるかやらないかは任意でございますが、もしこういった業務を実施するよという場合には、公務員の皆さんは、勿論自ら実施することは可能でございますが、民間事業者さんであってもこのエリアを担うことができるということでございます。

ただし、注意が必要なのは、赤い枠で囲っている部分、いわゆる色が濃くなっていく部分については注意が必要です。なぜ注意しなければいけないかというと、納付を呼びかけているから。この場合、相手が払わないよという場面も出てくるでしょう。そうした場合に、何回も納付の呼びかけをしていくと、あたかも請求をしていく、払ってくださいよと言っているようなものであるという解釈をされる場合もあるということでございます。なので、注意しなければいけない点として、相手が払わないよと言った場合には、一般民間事業者さんは適切に自治体にお戻ししなければいけないというエリアでございます。

同じく③督促した後に自主的な納付の呼びかけをする場合もあるかもしれません。ここについては、恐らく①より業務範囲は狭くなってきているでしょう。ただ、民間事業者を排除するエリアではありません。ただ、同じように、※1の注意は必要ですよという部分でございます。

続いて④、⑤、催告と納付相談でございます。勿論公務員の皆さん自ら実施することも可能でございますが、民間事業者が立ち入ることができるとする、3名のプレーヤー、弁護士、認定司法書士、サービスでございます。

弁護士であれば、自力執行権があろうがなかろうが、どんな債権でもできます。

認定司法書士はどうか。訴額 140 万円以下であれば、自力執行権があろうがなかろうが、立ち回ることができるでしょう。

では、サービサーはどうか。特定金銭債権なら立ち回ることができますね。特定金銭債権というのは何だったでしょうか。自治体の場合は貸付債権でした。貸付債権というのは、すべて自力執行権がございませんので、いわゆるサービサーが書かれている部分というのは下の部分、緑部分のエリアにサービサーは書かせていただいている。そういった絵ということで御理解ください。

そして、6 a、7 aの部分。財産処分、強制徴収、ここは公務員自ら行うエリアでございますので、民間は立ち入ることができません。

一方、6 b、7 b、訴訟、強制執行はどうかというものでございます。

これは勿論、公務員自ら行うものでございますが、代理等は可能であるというエリアでございました。ですので、弁護士、認定司法書士、サービサー、こちらのプレーヤーが登場するエリアとなっております。

ただ、認定司法書士、サービサーにつきましては、※2、※3のような細かな注意部分が一定程度ございます。

以上を経て、収納による債権の消滅を図るというものが官民連携の1つの案ということでございます。

44 ページ、45 ページは、それを文字で説明したものでございます。

以上、重要なポイントの御説明を終わりましたが、留意事項というのが 46 ページ、47 ページに書かせていただいております。

まず、46 ページ、公平性の確保でございます。

勿論、特段の理由なくこれらの債権回収業務を実施しないということは著しく公平性を欠くものでございます。十分注意が必要でございます。

また、47 ページでございます。「滞納者に対する福祉的な観点からの配慮」でございます。今回は「収納により」ということに着目しましたので、債務の免除等については具体的に触れておりませんが、滞納者の中には生活困窮者が数多くいると想定されます。自治法等の中では、一定の救済措置、緩和措置をとることができるという整理になっておりますので、これを講ずべきかどうかというのを皆様方が判断するというところでございます。

また、総務省から 23 年 3 月に通知が出されておりますが、生活困窮者の対策ということでは、本人の同意を前提として税務情報を関係部署や弁護士等と共有していくこと、これは滞納者対策にもなるんだということで通知が出されております。こういった福祉的な視点も重要であるということは留意事項で挙げさせていただきました。

最後に、今後の課題ということで、今回、この整理で解決された部分、一定程度ありますけれども、これですべてではございません。3 点挙げさせていただきました。

まずは、公務員、皆様の問題解決能力の向上ということでございます。

官民連携ということで、何か民間委託すればいいんだというふうにとらえる方がいらっしゃるかもしれませんが、決してそうではございません。まずは、皆様に正しい知識を得ていただいて、全体像を理解いただく。そして、自らの知識レベルも解決能力も上げてい

ただいた中で、最終的に公務員がやるのがベストか、民間にお願いするのがベストなのかということをとんびんにかけていただくということでございます。

そして、2点目、業務委託の仕組みの標準化ということでございます。

今回、弁護士、認定司法書士、サービサーというプレイヤーが重立って登場してきましたけれども、これらの業務委託の仕組みというのは、まだまだ事例が多くありません。後ろの方に参考事例を載せておりますけれども、こういった事例を積み重ねて、私ども収集していきまして、一番よい事例、ベストプラクティスというものを提示していく必要がある。それをまた皆様に共有していただくというその繰り返しが必要だろうと考えております。

そして3点目、共同処理でございます。今回、余り触れておりませんが、地方税では、滞納処理、滞納整理機構などが共同処理、複数の団体が共同処理をして効果を上げている事例がございます。これは地方税だけに限らず、ほかの債権についてもこういった共同処理ができるのではないかと。1つの方向性として考えられるのではないかとということで、1つの課題として提示をさせていただきました。

以上で私どもからの御説明ということにさせていただきます。少し時間が延びてしまったので、後ろの方の事例を御紹介、全部はできないんですけれども、私の方で報告をさせていただいているところだけ、少し簡単に御説明申し上げます。

まず、51 ページ、船橋市でございます。

ここでは、複数の債権を一元的に処理しているということで、公務員自らが実施している。担い手としては公務員の皆様が実施する。債権の一元化で処理をしていくんだということでございます。

ある1つの債権で、例えば訴訟を起こしていくといった場合には、市の中で債権がどれだけあるか、また、それに対してどれだけ市が債権を持っているか、必ず名寄せして、ある部署が訴訟するときは、それに芋づる式に全部の債権を乗っかって訴訟するというところで、全庁的な取組みをしているところでございます。

続いて、52 ページ、神奈川県秦野市でございます。

秦野市では、条例によって税務情報をほかの部署でも共有できるように設定をしております。滞納があって、同じ滞納者が市税も滞納している場合には、税務情報で取り得た情報をほかの部署にも共有していく仕組みを条例上規定をしております。

同じような情報共有の例としては、56 ページ、本日も御出席いただいております福岡県の嘉麻市さんでも同じように条例制定、私債権管理条例を制定しまして、情報の共有としましては、一定の条件はございますけれども、市税等で知り得た情報についてもほかの部署が共有していくことができるという整理をしている事例もございます。

その他、60 ページでございます。東京都練馬区では、弁護士を活用した債権回収業務ということをしております。弁護士名で文書を発送するということがあったり、訴訟の提起まで全部やっていただくというような事例もございます。

同じく 61 ページでは、東京都の江戸川区。これは日本で初めて弁護士に業務を委託した事例でございますが、弁護士との連携事例等がございます。

また、67 ページではサービサーを活用した事例というものもございます。さまざまな事例がございますので、この数字だけがすべてということではないんですけれども、御参考にいただければと思います。

私からは以上とさせていただきます。ありがとうございました。

### 3. ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供

#### ①地方公共団体の適正な請負(委託)事業推進のための手引き

○事務局 続きまして、「ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供」につきまして、内閣府公共サービス改革推進室、大谷の方から御報告いたします。

○大谷 内閣府公共サービス改革推進室の大谷と申します。

長時間、皆様お疲れさまです。あと 10 分ほど、私の方からお話をさせていただきますので、もうしばらくお付き合いください。

次第で言うと 4 番「ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供」ということで、簡単に情報提供させていただきたいと思います。

内閣府公共サービス改革推進室では、官と民が連携をして、民間の創意工夫を生かした公共サービスを提供できるよう、さまざまな検討をしております。しかし、官と民の連携と簡単に言っても、担い手となる民間事業者がいなければ連携をすることができません。そして、公共サービスを担っていく民間事業者を育てていくためには、行政が持っているノウハウというものを円滑に移転する必要があるのではないかと考えております。

しかし、さまざまな制度上の制約等々ございまして、自治体の皆様、現場ではいろいろ試行錯誤が続いているのではないかと考えております。

例えば、官と民が連携する 1 つの方法として、民間委託を皆様進めておられると思いますが、業務を委託しているにもかかわらず、直接受託事業者を指揮命令するということで、労働局の方から指導を受ける例も見受けられます。更に、どうして指導を受けたかということが十分理解できていないという自治体も実際ございました。あと、地方公務員を純粋な民間事業者に派遣しまして、直接行政が持っているノウハウを移転できるようにしてほしいといった要望も、一部の自治体、あるいは民間企業からも実際に出ております。

こうした偽装請負と公務員の派遣について、私ども、自治体へアンケート、あるいはヒアリング等々をさせていただきまして検討してまいりましたので、その情報提供をさせていただきたいと思いますが、本日は、公金の債権回収を主なテーマとして皆さんをお呼びしておりますので、偽装請負や公務員の派遣の直接の御担当者様ではないと思います。資料の概略だけ説明させていただきますが、是非自治体にお戻りになったときに、御担当者様にお伝えいただきまして、内閣府のホームページで資料は公表しておりますので、是非

目を通すようにお伝えいただければと思います。

まず、最初に、偽装請負について説明させていただきます。資料としましては、「地方公共団体の適正な請負（委託）事業推進のための手引き」というものがございます。中身は触れずに、この手引きをつくった経緯を簡単に説明させていただきます。

先ほど、アンケートをとらせていただきましたと言いましたけれども、都道府県、あるいは政令指定都市を中心に、110の団体にアンケートをとらせていただきました。偽装請負のことだけを聞いたわけではないんですけれども、偽装請負に関しまして主だった意見としましては、請負契約ということは十分わかっているが、指揮命令をしたい。そのときに、指揮命令をする範囲が明確ではないので困るという意見もございました。また、行政は公平性というところで、どうしても指揮命令が必要となることがあるので、特別に行政だけは請負契約でも指揮命令をするようにさせてほしいという御意見があった一方で、偽装請負を指摘されるような対応をとらなければ事務事業を適正に行えないような業務は、そもそも委託するべきではないとする意見もありました。

あるいは、偽装請負というのは、厚生労働省からも、今日、資料に付けさせていただいております「疑義応答集」が出ておりまして、ルールがきちんと整備されています。ルールは整備されているので、指摘されるのは、そもそも自治体の対応が悪いのではないかという御意見もございました。

また、私どもがヒアリングをした中では、民間事業者の方にどういった業務を任せたいのかというところがはっきりしていない。ふわっとした感じをお願いをしているので、結果として指揮命令が発生したという場合だったり、もともと直接雇用でやっていた業務をそのまま同じ方法、同じやり方で民間事業者さんをお願いしようとして、結果として指揮命令が発生している場合など、契約する際の仕様書に少し問題があって、適正な事務事業を実施できていない自治体も実際にございました。

こうしたアンケート結果、あるいはヒアリングの結果から、労働者派遣法に抵触しない請負事業について、勿論知識のある自治体もいっぱいいらっしゃるんですが、そういう知識がない自治体もございますので、労働者派遣法に抵触しない請負事業について、広くすべての自治体に周知をして、皆様が適正な請負事業を実施することができるようにする必要がありますと考えまして、レベルアップ、制度について十分知識がなかったり、理解が不十分な自治体の皆様に理解をしてもらうために手引きをつくったところでございます。

手引きの中では、例えば、請負契約とか、委託契約とか、いろいろな名称で実際に自治体は契約されていると思いますが、そもそもその契約がどうして労働者派遣法と関係するのかということについて簡単にまとめていたり、また、効率的な事業委託のモデルの例、私どもがヒアリングとかをして、効果的な例についてまとめたものを載せております。あくまでも取組みの例ということでございますので、必ずこのとおりしなければだめということではありませんので、そこは十分御注意いただきたいと思います。あくまでも例で、これを参考に事業とかを組み立てていただければと考えております。

全然中身に触れていないので、最後に少し触れます。資料3ということで、都道府県労働局の連絡一覧表というのを付けさせていただきました。皆様が新たに請負契約を実施する際に、適正な請負なのか、それとも偽装請負となるのか、判断に迷うことがあるかと思えます。その際には一覧にございます労働局に御相談いただければと思っております。

簡単ですけれども、偽装請負の手引きの説明はこれで終わらせていただきます。

## ②公務員の民間派遣等に係るアンケート結果報告

続きまして、公務員派遣について説明をさせていただきます。こちらは資料を見たいと思います。お手元には「行政が持つノウハウの効果的な移転について（公務員の民間派遣等に係るアンケート結果報告）」という資料がございますけれども、そちらをごらんください。

公務員の派遣につきましても、110の自治体にアンケートさせていただきます、その結果についてまとめさせてもらったものでございます。

6ページをごらんください。職員を委託先である民間事業者に派遣する必要性について聞いた結果です。これは110にアンケートをとっているんですけれども、返ってきたところが80幾つなので、数が110ありませんけれども、「必要性あり」と回答した団体が12団体で、13.8%。「必要なし」と回答した団体が54団体で、62.1%でございました。

9ページをごらんください。「必要あり」と回答した主な理由なんですけれども、公共サービスの質の確保や向上のために必要、あるいは担い手となる民間事業者がないから必要、そういった意見が多かったところがございます。

11ページをごらんいただきたいと思えます。今度は、公務員を派遣する必要はないと回答した団体の理由になってございます。そこにありますように、わざわざ公務員を派遣しなくても、通常の引き継ぎでノウハウの移転は可能である。あるいは、民間委託する方が効率的だから委託するのであって、派遣により委託しなければならないノウハウはない。そういう理由が多かったです。

そのほかに、そもそも職員を派遣してノウハウを移転しなければならないような業務は委託になじまないのではないかという意見もございました。

最後、12ページをごらんください。ここはアンケートのまとめになってございます。今回の調査では、8割程度の自治体が、現時点では派遣の必要性を感じていないという結果になってございます。ノウハウを移転する手法としまして、もう既に、本当に多くの団体で行われておりますけれども、引継期間を長くとる。あるいは、研修や説明会を行うことで事業者ノウハウを移転しております。こうした対応というのは、法改正とかは必要ではなく、現在の制度の中で十分対応することができます。

また、業務の引き継ぎの工夫としましては、同じ話になってしましますが、十分な引継期間をとるという自治体が多かったです。この引き継ぎに関しましては、行政の方が費用を負担する例もございました。

また、引継期間に、民間の従業員が、研修の一環として行政の業務に携わってもらうケースもございました。引継期間としては3か月以上とるところも珍しくなく、半年、あるいは1年というところもございました。

また、ノウハウを移転するために、最初は労働者派遣契約を結ぶ。民間事業者を受け入れて、ノウハウがうまく移転できた時点で、今度は請負契約を結ぶという自治体もございました。

13 ページに今のイメージ図を載せておりますので、見ていただければと思います。

以上がアンケート結果でございますけれども、実際に業務委託するときにはいろいろな問題が出てくるかと思えます。皆様のところでノウハウを移転するために、公務員の派遣がどうしても必要だという事例がありましたときには、是非私どもにお知らせいただければと思います。

簡単ですけれども、以上で「ノウハウの移転に係る課題に関する情報提供」を終わらせていただきます。この資料に関しまして疑問等がございましたら、遠慮なく内閣府の公共サービス改革推進室にお問い合わせください。是非皆様の生の声を聞かせていただきたいと思っております。

また、アンケート、アンケートと何回か言わせていただきましたけれども、今日、皆様のお手元にはございませんが、内閣府公共サービス改革推進室のホームページで既に公表しております。行革に関するさまざまなことについて聞いておりますので、是非皆様の行革の参考にしていただければと思いますので、是非ごらんいただければと思います。

本当に駆け足で申し訳ございません。以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

#### 4. 意見交換

○五ヶ瀬町 宮崎県の五ヶ瀬町です。

お話しさせていただく前に、最初に話をさせていただくのはちょっと緊張しますので、済みません。

今日は、昨日から私どもの町は、日本で一番南にあるスキー場がありますので、雪が降って、今日も来れるかどうかわかりませんでした。高速道路が通るといいう情報が入りましたので、3人でやってまいりました。

結論からお話しさせていただくと、やはり来たかいたが思ったなと思えました。というのは、勿論、公債権の回収についてのお話ですので、私どもの町は5,000人弱の小さな町で、先ほどから御説明にありました地縁が非常に強い町で、平成20年ぐらいまでは納税組合という組織をつくってまして、税なり使用料、そういったものはほぼ100%徴収できていたんですけども、そういったものが個人情報保護の関係もあって、だめだというような結論に至って、いわゆる個人納付という形になっていて、最終的には徴収力が落ちて、納税が95%を割るような状況までできています。ですから、徴収対策というのは非常に強く議

会あたりでも毎回のごとく、決算の議会のときには御指摘をいただくというような状況です。

ただ、なかなか決定打がありません。ですから、今日のお話も、当然そういう債権を回収するためのテクニック云々の話ではないんだなというのはわかりました。いわゆる民間の力を借りて、どうやってやっていったらいいんだろうかというようなお話なのかなということがわかりました。

ただ、そうはいつでも、先ほどからお話しているように、小さな町でそういうことを実際にどうやってやっていったらいいのかというのが非常にわかりません。いろいろなそういった研修会にも行くんですけども、結構、そのときは熱い気持ちで帰るんですが、実際に帰って、さあ、やろうかと思うと、なかなかいかんといったところが実態です。

ですから、今日はたくさんの方がお見えになっていますし、先ほどから紹介がありましたけれども、嘉麻市さんではいろいろな情報の共有化をして全庁を挙げて取り組みがされているというようなこともありますし、いろいろなことを聞かせていただいて帰りたいと思っています。よろしくお願いします。

○宮本 ありがとうございます。非常にまさにリアルな御意見ということだと思います。

私どもの方で今回御説明させていただいたものは、まさにテクニック部分ではございませんし、これを覚えたからといって、何か次にすぐ効果が出るものかと言われると、なかなかそういう部分ではないと思います。

ただ、今後の取組みを検討していくときに、勿論、公務員自らが実施していくんだというふうにかじを切って、それで進んでいくということであれば、今回の整理というのは、余りメリットはないのかもしれない。ただ、人も減ってきている、また、地縁的なつながりもあるといった現状を踏まえれば、これから公共サービスを担っていくのは、公務員だけではなく、本当に幅広いパワーが入る必要があるのではないかとというのが我々の問題意識。その中で、全体像を整理しておかないと、どこにかじを切っていったらいいのか、どこで座礁してしまうのか、どこがもやもやしているのか。それがわからない中で進むことはできないだろうということから一定の整理をさせていただくということでございます。

ただ、規模が小さな自治体様であればあるほど、今回お示しした民間部分の弁護士、認定司法書士、サービサーというのがどこまで登場してくるだろうかといったことも、きっと不安になる部分があるかと思います。私どもとしては、一定程度の規模がないと、官と民との連携というのはなかなか継続性を持ってできない可能性があるのだろうと思っております。

では、規模の小さな自治体は何もできないのかというと、決してそうではないと思っております。考えられる方向性としては、一定程度のボリュームは確保したいものですから、複数の市や町や村で、ある程度債権の共同処理をしていくような動きはどうしても必要になるのではないかと思っております。

例えば弁護士を使いたいといった場合に、今、5,000人の規模の自治体さんという発言

がありましたが、5,000人規模の自治体で受託する場合と、5万人、50万人の規模で受託する場合の金額の乗り方は必ず違うと思います。いわゆるスケールメリットが出せる部分というのが、人口が多ければ多いほど当然出せるわけですので、そうすると、規模が小さい団体であっても、複数の団体で同じ問題を抱えているわけですので、そこについて共同して取り組んでいくという方向性、これは共同処理という概念だと思いますけれども、そういうものがどうしても必要になるのではないかと考えております。まさに問題を自分たちだけではなくて皆さんで共有していくということが必要だと思っております。こういった研究会等を契機に、共同処理といった検討も広がっていただきたいですし、同じような問題意識を皆様持っていらっしゃると思いますので、そこをより明確に皆様に実感していただくということが考えられるかと思っております。

答えにはなっておりませんが、私どもの考えということでございます。  
よろしいでしょうか。

その他、もしありましたら、また御発言いただければと思います。

それでは、その他の御質問、御意見をよろしくお願い致します。

○大分市 大分市です。本日はありがとうございました。

私は研究会に対する御質問ということで、一覧にも載っているんですけども、2ページ目ですが、今、私の課では清算徴収金という区画整理の清算金の徴収事務をしているんですけども、1番の質問なんですけど、区画整理法第110条第5項に、国税滞納処分の例によりということで、自力執行権が付与されている中で、滞納処分をするに当たって、財産の調査というのを進めているんですけど、銀行とかそういったところでの調査は回答を得られるんですけど、ほかの自治体であったり官公庁であったりということに対して調査をかけたときに、例えば、ほかの自治体であれば、地方公務員法の第34条の守秘義務であったりとか、そういったことを盾に教えていただけないというのがありまして、同じ国税徴収を扱っている納税課とか税金の方であれば回答を調査に対してしたりということをしているんですけど、どうも清算徴収金が高価ということもあるのか、その辺はちょっとわかりませんが、守秘義務を盾に拒否されるので、先に差押えをするとか執行停止をするときに資料が足りないという部分で、どうしても幅が狭くなってしまいますので、その辺のところ、回答が権限が付与されていない場合があるということを書かれていたので、もしそういったことでない場合ということだと、回答、御意見をお聞きしたいと思っております。

○宮本 ありがとうございます。

私ども、この事前質問だけでは読み取り切れなかったのですが、今、理解いたしました。区画整理の関係では、自力執行権は付与されているということで御整理いただいているということでございます。そうすると、勿論自力執行権のグループ同士では情報を共有することは差し支えないよという通知も総務省から出されている。ただし、いわゆる官公署等への協力要請をしたときに、あくまでこれを回答するかどうかは相手方の任意でございます。協力要請をする権限は付与されているんですけどもね。そうした場合に、まさにこれ

を相手に必ず答えよという権限はないと考えられます。したがって、相手の任意の回答ということになるだろう。

ただ、私も大分市さんの実務上でどういう整理になっているかわからないんですが、そういう照会をかけていったときに、相手方は答えられませんよと言ってきた。そうすると、同じ大分市さんの中で、例えば税務課が持っている情報を取りに行くということは当然になされているわけなんですか。なされた後にほかの市町へ聞いているという流れなんですか。

○大分市 ちょっと恥ずかしながら、ほかの市町村でも条例等で内部での共有をしているというところが進んでいるところはあるんですが、今のところ、大分市では、内部でも第34条ということで共有はできない状態があるので、そこはまだ。言っても、文書等でもできないという状態にまだあります。

○宮本 わかりました。皆様に同じような問題意識を持っていただきたいので整理させていただきます。

まず、私どもが説明させていただいた中で、個人情報保護法制というところ、ここで条例で自らどこまで情報を共有できるのか、自らの条例で規定しているんだということを19ページで御説明させていただきました。まさにそこが1つ今回のポイントになっているのかなと感じました。通常であれば、担当者の気持ちとしては、同じ大分市の中で、税金部門がいろいろな情報を持っていれば、宝の山だと。一方、区画整理を担当されている部署としては、自ら持っている情報というのはほとんどないですね。そのときに、滞納処分をかけていきたい。ただ、財産があるのかどうか全然わからないということで、ほかの市町に照会を出すと。ただ、それは、相手は応答義務はありませんので、回答が来ない。でも、本来は、大分市の市政部門が持っている情報、ここの宝の山を取りに行くというのが恐らく最短ルートなんだろうと担当者としては思う次第です。

一方、個人情報保護条例の中では、情報の目的外使用はできないと。自分たちの持っている情報は、その部署だけの業務に使うんだという整理がされている条例が多いと思います。目的外の使用をする場合には、個人情報保護審査会にかけて、そこでOKをもらわないと、ほかの部署の情報を提供してもらうことはできないということです。今の御質問というのは、まさにそこがネックになっていて、同じ大分市の中でも市税と区画整理の情報、自力執行権あるもの同士です。総務省の通知でも、これは情報共有して差し支えないとされている場合であっても、自らの条例によってそこができていないという事例だと思います。

ここについては、いろいろな考え方があると思いますが、やはり条例の中である程度手当ができるのであれば、個人情報保護条例のルールに基づいて、審査会に諮っていくということも1つの方法ではないかと考えております。それによって、個人情報保護上、当該情報共有がどこまで危険な部分があるのか、それとも市にとってどれだけメリットがあるのかというのをまさに第三者委員会で御議論いただいて、回答いただくのが基本的な考え

方ではないかなと思っております。

この点についてもいろいろ議論があるかもしれません。また、この点について、私はこう思うというようなことがあれば、挙手等をいただければと思います。

私からは以上です。

よろしいでしょうか。

では、次の御質問等あれば、よろしくお願いします。

○日置市 鹿児島県の日置市です。

先ほどの資料の43ページ、3-3のところですが、事例を教えていただければと思うんですが、自力執行権があるところの債権の中で、④と⑤のところを弁護士の方を使って民間委託ができるということなんですが、最終的には6aと7aというのは、私たち徴税吏員もしくは徴収職員とか言われる者が執行していかないといけない。この間に入るメリット。手前の①というのは、多分コールセンターとかを活用することだと思うんですが、弁護士の中に納付相談とかを使うことで、効果が得られるのがあるのか。結構費用もかかるなと思っているのですが、最終的には結論を出して調査して処分するのは公債権だから徴税吏員がやらなければいけない。結果的には収納による債権の消滅をねらっているのであれば、そこまで弁護士ができた方がいいなと思うんですが、滞納処分はできない。第三債務者、消費者金融さんとか過払い金なんかは弁護士に委託させて誘導するというパターンがあると思いますけれども、そこら辺の間に弁護士が入るメリットというのは、これでは見えないなと思うんですが、どのように考えているのか、お願いします。

○宮本 では、皆様、43ページをお開きいただきたいと思います。

ここの部分で御質問にあったのは、自力執行権がある部分で、④と⑤に弁護士、認定司法書士も一部入っておりますが、ここに絡むことにどれだけのメリットがあるんだろうか、こんな事例あるんでしょうかという御質問をいただきました。

まず、事例があるかないかにつきましては、事例はございません。把握しておりません。恐らくまだないんだろうと思います。

私どもはここで案として示したものは、あくまで、現行法でどこまで民間のプレーヤーが登場するのか、整理したところでございます。ですので、④、⑤が実態としてワークするかどうかについては、事例を積み重ねていかないと実証できない部分でございます。

ただし、なぜこの絵をあえて書いているかといいますと、実は④と⑤につきましては、自力執行権がない債権では、既に江戸川区や練馬区、巻末の参考資料で御説明させていただきましたが、事例がございます。

そして、なぜ④、⑤を書かせていただいたかという、具体的に江戸川区の例で申し上げますと、④と⑤について弁護士に委託したことによって、今まで全く相手から動きがなかった債務者が納付相談会というのを開催して、そこにやってきたということでございます。今まで全くなしのつづてだった相手に、弁護士から納付相談会の案内がいて、これ

に来ない場合には法的手続にいくんだよというアナウンスをして納付相談会を開催したところ、多くの方が来た。そこで、納付の計画を立てていく。今、こんな状況なんですよということで、納付相談会にやってくるといった効果があった。そして、勿論、分割納付のための相談という場合もあるだろうし、場合によっては免除に動いていくという場合もあるかと思えます。ただ、今まで全く動かなかった債権について、一定の方向性が出てくるという部分では、④、⑤というのは、一定のインパクトがあるんだろうと考えております。

ただ、自力執行権でこれがどこまでワークするのかというと、まだ未知数な部分があります。というのは、④、⑤で弁護士が登場してきて、一番力が強いのは、これに来なかったら訴訟にいきますよというふうに弁護士が言う。これが非常に強力な内容ですよ。一方で、自力執行権が付与されている場合は、この納付相談会に来なかったら、強制徴収に移りますよという案内になってくると思うんですね。裁判を起こせませんので。そうすると、それがどういうインパクトになるのかというのは、実例がございませんので、未知数な部分はある。ただ、自力執行権がない債権については、一定程度の動きがあったということからも、ここについては期待できる部分はあるのではないかとというのが私どもの整理でございます。勿論、④、⑤なんか一切やらずに、督促をして、その期限が来て、何も相手が出てこなかったら、財産調査、そして強制徴収に動くんだというスタイルも勿論可能でございます。まさに④、⑤をやっていくのかというのは、自治体の裁量部分に入ってくると考えております。

最終的には、④、⑤をやって、一定程度の債権を動きを見極めた後で強制徴収の方に入っていくのか、それを全くかまわずに、全案件、財産調査、強制徴収に動いていくのがいいのかという、この2つになってくるのだろうと思っております。

以上、明確な回答ではありませんが、私どもがこれを描いた理由というのを御説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

○日置市 わかりました。最終的には自分たちがしないといけないので、弁護士さんなんかを相談をさせてした場合は、自分たちが相当技術を持っていないと、弁護士さんがただ来て、ただ話をし、その後、不履行になったりすると、そこまでやるんだよというのが技術がないとちょっと難しいんだなという気はまだ否めないかなと思います。

ありがとうございました。

○宮本 それでは、その他の御質問、御意見等ありましたら。

○大刀洗町 福岡県の大刀洗町ですけれども、今回、この研究会に際して、事前に質問を出させていただいた件で、質問の内容が大ざっぱ過ぎたので、もうちょっと詳しく聞きたいなと思います。

下水道の受益者負担金使用料は滞納処分ができる公課であるが、実際、徴収するときは町条例とかを定めなければいけないのだろうかということで質問していたんですが、いろ

いろいろな研修会に行くと、滞納処分ができると法律で書かれていても、町で条例をつくって、徴収職員証など町長、市長から委託してからでないといけないと聞いたり、その辺、ちょっとはっきりしなかったものですから、今回、条例で規定しなくても効力に影響はありませんということなんですが、実際問題、東京都さんとか、いろいろ調べたら、条例化しているところもあるんですが、しなくても使用料や負担金等を、財産調査とかを行う上でできるのだろうかということをお聞きしたいと思いました。

○宮本 自力執行権が付与されている債権について、具体的に滞納処分をしていくときに、条例に滞納処分ができる云々等の規定がないと、滞納処分できないんじゃないですかという御質問かと思えます。

答えとしましては、条例で制定する必要はございません。というのは、自力執行権があるかないかについては、法律で規定されております。そして、最終的に国税徴収法の例を引用して、そこに収束していく、そういった法体系になっております。ですので、条例で同じ内容を書いてあろうがなかろうが、法律上で担保されております。

ただ、条例で書くことを妨げるものではございません。やはり法令上準用をかけている内容が多いので、1つの法令を見ただけでわからない部分が結構ございます。そうするとき、条例の中で、その必要な部分を全部つまみ食いをして、確認的に再定義していく。そして、自治体独自のマニュアルをそこにつくったりして、いわゆる内部規律も含めて条例化していくなどということはよくある事例でございます。ですので、結論、同じことでございますけれども、滞納処分を条例に規定しなくても、勿論効力としては関係ないということが結論でございます。

よろしいでしょうか。

○大刀洗町 ありがとうございます。

○宮本 それでは、そのほかに御質問、御意見等、よろしく申し上げます。

○熊本県司法書士会 私は、熊本県の司法書士会からまいりました司法書士です。

先ほどから認定司法書士という言葉をしていただいておりますが、まさに私が認定司法書士であります、ちょっと違う視点からこれはお願いを含めて申し上げさせていただきたいと思えます。

自力執行権がある債権についての意見が1つと、全体についての意見が1つあります。

まず、自力執行権のある債権は、文言に入れるならば、滞納処分、強制徴収という言葉は、一般市民にはなじみの薄い言葉ですので、この文言を使って一般市民の方に文書によって債権を回収しようと思っても、恐らく理解できないの方が大半だと認識しております。したがって、こういった言葉を使うときの書面については、詳しく説明文を付ける必要があるかと思えます。それが1点です。

次に、実際にそういった文面を送っても、なかなかお支払いいただけないケースについての意見なんですが、御承知のとおり、平成18年に貸金業法というのが改正されまして、それから、有識者会議等を経て、全体的に多重債務の根本的な解決をしていこうというこ

とで、相談窓口の充実が全国的に図られております。当然、九州の管内における自治体のすべてにおいて、そういった相談窓口の設置が進んでいるところでございますが、我々民間の方では、同時にこういった公金の滞納等が見受けられるようなケースがあった場合に、いきなり回収、強制的な手段を用いるのではなく、まずは、その背景の多重債務や、あるいは貧困の問題がないのか、そういった民間の窓口につなげるという作業を積極的に進めたいということをお願いしている立場でございます。

そういう立場で発言をさせていただくならば、是非滞納があるようなケースにおいて、いきなり納税の相談や、あるいは督促を通り越して、いきなり訴訟や行政処分等がなされるようなことだけは是非避けていただきたいというのが1つの意見であります。

そこで、債権回収業務の流れの中で、催告、納付相談、ここに理由がなくて、支払をされない方は別なんです、背景に何らかの理由があるのか、ないのかということ調べて、ある可能性があるケースにおいては、弁護士会、あるいは司法書士会、あるいは各種の消費生活相談窓口につなぐというワンステップを置くように努力させていただければ、強制的な収容をしなくても、具体的な背景を解決することによって、将来的に自主的な納付につながるということも期待できると考えております。

平成18年の貸金業法改正の大きな根本的な目的の中に、そういった形での公金の徴収というのも可能だというような背景があった。こういったことも是非念頭に入れていただいて、公金の徴収においては、ワンステップ、ワンクッション置いていただくことを是非御検討いただければと思います。

以上です。

○宮本 ありがとうございます。

まず、1点目、わかりやすい言葉ということで、私ども、今回、自治体向けに御説明させていただいておりますので、まさに専門用語の定義などを明確化しておりますけれども、これを実際に市民、県民の方にお伝えするときには、御指摘のとおり、よりわかりやすく、かみ砕いて説明する必要があるだろうと考えております。ただ、共通認識をとっていただくためには、こういった用語できちんと定義させていただくことが必要かと考えております。

そして、2点目、いわゆる生活困窮者対策はどう配慮されているんだということでございます。そこについて背景を解消していくということが必要なんだという御意見でございます。まさに同感でございます。私どもとしても、47ページの留意事項で書かせていただいております。福祉的な観点からの配慮という中では、総務省が昨年3月に生活困窮者対策についての事例を通知で発出をしております。いわゆる税務情報などを適切に共有していきつつ、生活困窮者対策につなげていく。それが最終的には滞納者対策にもつながっている事例があるというものをここで御紹介をさせていただいております。まさに先ほど御意見があった中で、納付相談などの機会でもどこまでメリットがあるのかという御意見がありましたけれども、その補足にもなるのではないかと思います。いわゆる納付相談

などを開催することで、こういった生活困窮者についての支援にもなるのかなということをつかんでいます。

御意見、どうもありがとうございました。

それでは、次の御質問等、よろしく申し上げます。

○嘉麻市 福岡県嘉麻市です。東京の方にも参加させていただきまして、今日、2回目の研究会になります。よろしく願いいたします。

今の司法書士の先生の御意見について、ちょっと発言をさせていただきます。先生の御意見については、私も賛成でございます。その立場で発言をさせていただきます。

まず、滞納処分でございますけれども、私どもの自治体におきましては、いきなり滞納処分をやるということはいたしません。何回も何回も納付相談を受けて、その中でお支払いいただけない場合はこうなりますよというきちんとした説明を行った上で、最終的な手段として滞納処分を行う。これは文書で行うということになります。ですから、いきなり文書を送って滞納処分をやっているという自治体は、まず少ないだろうと思われま。

それと、生活困窮者の件なんです、私どもの方も、過払金の差押えに積極的にこれまで取り組んでまいりました。ところが、過払金につきましては、サラ金業者の方も抵抗が大変厳しくなりました。現在は、一審で勝訴しても、必ず控訴してくると。できるだけ時間をかけて支払をしたくないというような態度で臨んでくるようになってきておまして、非常に時間を費やすようになりました。ですから、費用対効果の面で非常に滞納処分としてやっていくということが難しくなっているという現状の中で、滞納者を私どもの方には市民相談室というのがありますので、市民相談室の方に回して、弁護士の先生や司法書士の先生を御紹介いただいて、自分で債務整理をやっていただくということを進めていった方が効率的のかなということを感じ始めています。

それと、もう一つは、私どもが時間がかかる理由といたしましては、裁判を起こしまして、絶対に和解をしない。当然、和解の権限が私ども徴収吏員にはございませんので、和解をしないという立場で臨みます。そうしますと、向こうも徹底抗戦をしてくるので、売り言葉に買い言葉ということで、非常にけんかが長引いてしまうという結果を招いておりますので、そこら辺の解消も少し考える必要があるのかなと考えておまして、滞納者の方に、まず、和解をしていただいて、債権額を確定した上で、そこで差押えするというのもやっていいのかなという気がしておまして、これについては恐らく賛否両論あるところだろうと思います。

併せて、今、私は滞納処分だけで申し上げましたけれども、私どもの方では、収納対策室として、公債権、私債権変わらずやっておりますので、船橋市でやっていますように、訴訟を起こすときには、債権をまとめてやっています。そういった意味で、債権額をできるだけ多くいたしまして、債権額をたくさん取りまして、過払金を一発で取ってしまうという強制執行のやり方も今やりつつあるところです。そういった取り組みをされている自治体というのも全国には非常に増えてきています。ただ、過払金については、も

う時間がありません。あと10年しかありませんので、皆さん急いで取られた方がいいのかなという気がしています。

以上です。

○宮本 では、その他、御意見もしありましたら挙手を。

○荒尾市 熊本県の荒尾市から参りました。本日は貴重なお話をいただきまして、まことにありがとうございました。

今回、公金債権の回収というテーマだったんですけれども、個人的にこのテーマに関して2つの見方ができるのかなと考えています。

まず1つは、市全体で債権の回収率をどこまで高められるかということと、債権回収に対しましてどの程度のコストがかかるのか、その2点になっていくのかなと思います。

債権の回収率の向上なんですけれども、まずは、市町村、自治体の職員で、勿論自分たちで努力して、限界まで高めてというのがまず最初のステップになってくるかと思ひまして、次のステージとして、プレーヤーが公務員がやるのか、また、弁護士の方、司法書士の方、さまざまな方がいらっしゃいますけれども、実際、どの方が一番費用対効果が出るのかというのを検証していく作業になってくるかと思ひます。

今回、参考事例といたしましてさまざまな自治体の事例を御紹介いただいておりますけれども、ここの数字が出ている中で、回収債権の金額と経費をいただいております。単純にざっと民間委託差し引きプラスになっているのかなというところなんですけれども、これは本当に民間の活力を用いたことによって、この費用対効果が出てきたのか、また逆に、公務員だけでもある程度の効果が出ていたのか、何を期待して民間委託をやっていくかということで、費用対効果の面でこういった有効な事例があったのかについて、詳しいお話を教えていただければと思ひまして、質問させていただきました。よろしく願ひします。

○宮本 一番皆さん気になる部分だと思ひます。いわゆる費用対効果、どの程度なんだ、どれが一番ベストなんだというところがございます。ここについて明確な回答は残念ながらできません。

ただし、費用対効果を本当に調べたい場合には、まず、今までどれだけの費用を投入して、どれだけのコストをかけていたか。どういう手順でやっていたか。これをつまびらかにしておかないと、どれだけ費用対効果があったのかというのを検証できないんですね。いわゆるこれからやっていること、もしくは、こんなことをやったから、これだけの回収があったという比較だけでは本当の意味での効果があったのかどうか分からない。今まで過去にこんなやり方をやっていたんだけれども、新たな手法でこういうやり方をしたらこういう結果になった。じゃ、どっちのやり方がよかったんだというのがまず基本的な比較のプロセスになっています。

ただし、これも完全ではなくて、経済環境などでどんどん変わっていきますので、同じ環境の中で比較していかないと、どっちが効果があったのかは分からない。つまり、実は今年から民間委託をしました。〇〇業務を民間委託しました。回収率これだけでした。費

用、これだけでした。費用対効果、これだけでした。これはよかったのか悪かったのか、判断してくださいといったときに、判断できないんですね。というのは、経済環境が対前年と比べて非常に悪化している場合には、これはフェアな比較はできません。だから、本当にフェアに比較したいと思ったら、同じ債権の中で、ある半数はこのやり方、ある半数はこのやり方という比較をしないと、真の意味でのイコールフィッティングにならないので、正しい判断ができないということになります。ですので、非常にここは難しいというのが感想でございます。

そして、どのやり方が一番いいかというのは、これはまさに不断の見直しが必要。やってそれを検証する、やって検証する。それで常に見直しをかけていくことが必要だと考えております。今、ベストなやり方が来年ベストとは限らないと考えております。なので、毎年そういった視点を持って検証していくことが必要。そして、今やっている業務の費用対効果、公務員がやっているからお金がかかっていませんと言う方がたまにいますけれども、人件費などもろもろの経費がかかっております。その部分での費用対効果も把握しておかないと、今後、使えませんので、その部分は是非御注意をお願いします。明確な答えではありませんけれども、よろしいでしょうか。

では、2回目、嘉麻市さん、お願いいたします。

○嘉麻市 今の御質問に対する私の意見なんですけれども、民間活力を生かすということで、業務を私ども自治体としてたくさん今までいろいろなところで民活をやってきたと思うんですが、ほとんどが失敗していると思います。なんでかということ、私ども職員が何をしたいのか、自分たちの仕事の中でどの部分を請け負わせたいのかという具体的なビジョンが私どもに欠けているのかなという気がしています。民間というのは商売ですから、当然にノウハウもありますし、知識もありますので、生かすも殺すも私どもだろうと思うんですね。

費用対効果の面でいきますと、一番何が費用対効果としていいのかということ、やはり職員がやるのが一番いいと思います。ただし、これはその職員が一人ひとりが努力をして、一定の水準に達するということが1つの条件になると思います。その上で、民間を使うということの方が一番費用対効果の面で効果があらわれるのかな。これはあくまでも理想論であります。

もう一つ、先ほど私は言い忘れたんですが、私どもの条例が税情報を利用できるということで注目を浴びているところなんですけど、実は、それが1つの希望でありまして、私どもの条例で一番見ていただきたいのは、多重債務者をいかに自立させるかということ徴収の念頭に置くということを条例の中でうたっています。こういったところを注目していただきたいということを訴えまして、私の意見とさせていただきます。

○宮本 ありがとうございます。

では、事務局側で専門委員をお願いいたします。

○岸専門委員 今の費用対効果の件について、若干私からコメントさせていただきたいと

思います。

まず、ここにいらっしゃる方は御存じの方ばかりだと思いますが、何年か前に堺市さんの取り組みが有名となりました。スライド 43 ページを見ると、どこで民間を活用するかという段階があるわけです。ですから、各自治体によっては、未納者が多いところであれば、①のところはまだまだ人不足である、あるいは、職員定数削減で随分と少ない人数で多くの案件を処分しないといけないといったことがあると思います。ここを例えば民間のコールセンターに任せることによってある程度納付率が上がる場合があります。民間のコールセンターに業務委託し、効果があったことで幅広く知られているのは堺市さんの例だと思います。

こういったこともありますし、この段階は大丈夫なので、①のところではなく、やはり最後の④、⑤以降での対処が重要という自治体であれば、当然、それに対する民間の力の活用の仕方があるので、まず、どの段階が自らの自治体において弱点といいますか、改善の余地が大きいのかということを見きわめるとするのが重要なことだと思います。

もう一つは、費用対効果についてですが、これは明確な答えがないことだと思います。例えば 1,000 万円の債権に対して、1,000 万円のコストをかけて、1,000 万円返ってきたということであれば、費用と効果が差し引きゼロになるわけです。1,000 万円のコストをかけて 2,000 万円回収できたのであれば、効果がプラスになるわけです。ですが、かけたコストに対して戻ってくる金額が非常に少ないケースもありえるわけです。したがって、効果に見合わないコストをかけられないのではないのかという一つの考え方もあります。しかし、もう一つ大事なことは、納税者間の公平性をどう考えるかだと思います。つまり、これ以上債権回収にお金をかけることができないからといって、簡単に不納欠損にしてよいのかということです。コストをこれ以上かけられないという判断で、払わない人をそのままにしてしまうか、一方で、ある程度、もちろん程度がありますが、税金を払わないという人に対しては、自治体としてある程度のコストをかけてでも回収するという強い態度を示すことにより、安易な不払いを減らす効果もあるはずだと思います。納税者間の公平性維持のためのコストということで、費用便益から見た場合に、便益（回収額）よりも費用（回収費用）が上回る場合でも、ある程度コストをかける必要があるという考え方もあります。

したがって、費用対効果の難しさというのは、ただ単に費用と回収額の金額の話だけではなく、まっとうに税金を払っている人たちから見て、払っていない人に対して自治体はどれほど徴収の努力をしてくれているのかといった観点もあるということだと思います。ですので、繰り返しますが、明確な答えのない世界ではありますが、納税者間の公平性の観点というのも 1 つの大事なポイントだと思います。

○菊地専門委員 ありがとうございます。皆様の御質問からもいろいろ勉強させていただきました。

債権管理については、多くの自治体さんで債権管理条例というものをつくるのがやはり

になっているかと思えます。ただ、その中身というのは非常にばらばらでございまして、場合によっては、私債権の時効の援用しないうちに債権放棄をできるのみの条文だけで、口が悪い人に言わせると、それは債権管理条例じゃなくて債権放棄条例だと言う人もいるぐらいです。もしくは、ほかの公債権についても消滅時効が完了してしまっていて粛々と処理しているような、まさしく公金の徴収を怠る事実が指摘をされるような事例がまだまだ多い印象です。

そういう意味で、今日のお話でもありましたとおり、公共サービス改革推進室では、債権回収というものを収納により債権を消滅させると定義しています。あえて申し上げますと、この定義に込められている意味は、単に債権放棄条例をつくった方がいいよということをお願いしたいわけではないんだということを、念のために確認をしておきたいと思えます。

そういう中で、嘉麻市さんの事例ですとか、船橋市さん、秦野市さんの事例なんかは現状でできることを一生懸命やられております。組織事務分掌で債権を名寄せをする、もしくは債権管理条例という作用法といいますか作用条例をつくって網をかけるようなやり方です。先ほどの大分市さんの例では、個人情報保護条例自体が邪魔をしているんじゃないのかという話がありましたけども、個人情報保護審査会に事後報告をするという形で、個人情報保護にも配慮するというような、幾つかの取り組みの組み合わせによって、さまざまなことが現行の制度下でもできることを是非御理解してお帰りいただきたいと思っております。

あとは、先ほど、43ページの自力執行権がある債権で催告、納付相談を弁護士に委託をする団体があるのかという質問とその回答と関係するんですが、九州ではどれくらいあるかわかりませんが、一部事務組合や広域連合などを利用して債権回収機構をつくった場合の効果というのは、アナウンスメント効果が一番大きいことが確認されています。恐らく弁護士名で催告、納付相談が債務者に届くということと同様の効果があるだろうと推測できます。債権管理回収機構というのは全県単位でつくらないとあまり意味がないので、九州ではもしかしたらまだおつくりになっていないところも多いかもしれません。これと同様の効果をつくらなくても発揮をする場合に、こういったアナウンスメント効果というのが1つあるのかなという印象を持ちました。

あとは、民間のノウハウや活力をどう利用するかということについて御意見がありましたが、公サ法というのは、「競争の導入による」という言葉が正式には法律名に入っていますが、恐らく民間にこういった委託をする場合でも、そこに何らかの競争性というものを担保するということが重要になってくるのではという印象です。たとえば訴額が140万円以下であれば、弁護士、司法書士、いずれかに委託をすることができるわけです。東京の研究會の中でも、委託というものをどういう形でやるか、随契でやるのか、競争入札でやるのかということによって議論があったんですけども、公サ法の理念から言うと、そこにどうやって競争性を担保することによって民間の側のノウハウを引き出すのかというのが1つポイントになってきます。そういった制度設計も含めて、さらなる工夫のためにも

う少し議論すべき余地が残っていると思っております。

とりあえず以上でございます。ありがとうございました。

○宮本 ありがとうございました。

では、時間が過ぎてしまっておりますので、質疑応答としてはこれまでにしまして、私どもはまだ中におりますので、別途質問がありましたら、時間の許す限り対応させていただきたいと思っております。

最後に、こちら、横置きの参考資料というものでございます。

皆様へお知らせということで、内閣府では昨年の11月からメールマガジンというのを始めております。「ゼロから始める公共サービス改革」と題しまして、いろいろなテーマについて、大体週1ぐらいでメールマガジンを発送させていただいております。その中でも債権回収等について何回か触れさせていただいておりますので、是非ともこういったメールマガジンを御承知いただきたいと思っております。

また、内閣府では、債権回収について弁護士をお呼びした法務研修というのも開催する予定でございます。2月にも開催予定なんですけれども、こちらの御案内だとか、このメールマガジンでいち早く御案内をしております。2月の開催は、既にすぐに埋まってしまったので、もう受け入れることはできないんですけれども、またメールマガジンをのぞいていただければ、こういった情報も御紹介をしたいと思います。

また、是非九州エリアでこういったものをできればなと思って、弁護士と今、調整中でございますので、そういった情報も提供させていただきます。

ありがとうございました。

(文責 内閣府 公共サービス改革推進室)